

真の地方分権改革の推進を求める決議

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を受けて、これまで地方分権改革が推進され、先般、第6次一括法が公布されたところであるが、地方自治体からの提案が一部盛り込まれたものの、地方の税財政基盤の充実や都市自治体への更なる権限の移譲など、真に地方が望む改革には、程遠いのが現状である。

地方分権改革は、地方創生を推進し、わが国が持続可能で活力に満ちた社会を築くために、必要不可欠なものであり、国と地方の役割分担の見直しや大胆な権限の移譲、税源配分5：5の実現及び地方共有税の創設などを早急に進める必要がある。

よって、国におかれては、法制化した国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運用し、地方と真摯な協議を行いながら、真に地方分権の理念に沿った改革の推進に取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成28年10月14日

第169回北信越市長会総会